

成するものであり、両者の間には正反対の原理上の差異が存在するものである」とされて いる。

しかし、平安京条坊の地割設定のあり方を考えてみると、一坪の幅が40丈（400小尺）であることは、おそらくとも奈良時代後半期にはみとめられる平城京条坊での一種の擬制的通念を実体化したものと推測され、また条坊道路の幅員規模も基本的には平城京のそれに共通している。平安京条坊設定に際して平城京の通念上の規模をそのまま踏襲しようとなれば、——もちろん多少の改変は施されたであろうし、時間的に平城京と平安京の中間に位置する長岡京での条坊地割のあり方を考慮に入れる必要はあるが——まさに「集積地割方式」をとらざるを得ないことは明らかである。

平安宮域内の官衙あるいは宮域内道路等の配置については、『大内裏図考證』をはじめ考証学研究の側面から詳細な復原がなされているが、その地割の実長は現状では一概に確証しがたい。しかし、そこには造営に際してのそれ相当の企画性の存したことは当然想定され、それは平城宮や藤原宮とも本質的に変化はないと考えられる。もっとも、宮域内の建物配置が平城宮よりもやや繁縝になった様相をうかがい知ることはでき、稻田の言う、「（後期）都宮、とりわけ宮の諸建造物とその配置関係は、支配階級の法と政治制度そして支配階級内部の階層的諸関係をますます明瞭に体现し反映する度合を強くする」という評価に結びつくことになるのかもしれないが、それが「初期都宮が生産過程における所有と支配のあり方、階級対立のあり方をより鮮明に表現したことと対比さるべきである」のかどうかについては疑問として残る。

以上まとめとしてはやや不適切な記述に終始することになったが、古代都城制研究において、稻田の所論が重要な意義をもつと考えるだけに敢えてとりあげた次第である。氏の所論の根拠とする都城制地割についての理解には、指摘したように多くの問題点があるせによ、その業績の研究史的意義はいささかも損なわれることはあるまい。今後は本稿で明らかにした新たな知見を付け加えて、より考察を深める必要のあることを、自戒の意味をもこめて指摘し、筆を擱くことにしたい。

（1982. 6. 2）

## 後 記

条坊街区を具備した都城は、藤原京（新益京）にはじまり、平城京・（後期難波宮に伴う）難波京・恭仁京・長岡京・平安京と、さまざまな歴史的要因を背景に、断続的にではあるが、建設が繰り返された。7世紀末から8世紀末に至る1世紀の間に6ヶ所の都城が造営されたことになる。あるいは、前期難波宮に伴う難波京や大津京、飛鳥京（倭京）など藤原京以前の時期の「都城」の実在性についての論議が、またそれら「都城」の歴史地理学的復原の試みが繰り返し企図されていることは周知の通りである。そうした中にあって、本稿で藤原京と平城京を分析の対象としたのは、筆者自身この両都城に関する

調査研究にここ数年来直接携りえていることに負うところが大きいが、同時に、両者についての発掘調査による実証的研究が他に比して格段に進んでおり、それだけに、他の都城の制を考究する際にも重要な意義を担わしめられているにもかかわらず、藤原京・平城京の条坊制や地割計画についての従来の通説には少なからぬ誤解があり、それが向後の都城制研究に徒らな混乱をもたらしはしないかと些かの危惧を抱いたことによる。しかし、何よりも、生来鈍重な筆者が、拙ないながらもこの稿を起したのは奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部長狩野久氏の忝い懇意があったからに他ならない。それにもかかわらず、皮相的事象のみの検討に終始し、事実関係の一端を指摘するにとどまらざるを得なかったことについて、忸怩の念を禁じえない。

なお文中、多くの先学諸氏の見解に対し、非礼とも映じかねない言辞を弄した部分も少なくない。いずれも事実を見きわめんがための所業と御寛恕下さらんことを切に願うとともに、諸氏の学恩に対し感謝の意を表するばかりである。

分析検討に際して使用した諸資料およびデータは、すでに公表されたものであることを原則とした（1982年5月段階）。ただし、それだけでは不分明であった2点については原資料を参照せざるを得なかつたが、その旨については註記した（註37および102）。

図版作成に際しては一部井上直夫氏の助力を得た。この作業のひとつのきっかけを与えてくれた藤田広幸君の御厚意ともども、ここに記すことにより謝辞にかえさせていただきたい。

## 註

- 1 日本における都城制の起源およびその歴史的展開については、狩野久「律令国家と都市」（『大系日本国家史 1 古代』1975年9月）p.219～254の見解に従いたい。なお、本稿の都城制地割の分析を通じても、藤原京条坊が原初的なあり方を示すことが明らかにされた。
- 2 喜田貞吉『帝都』（1915年8月、ただし、この部分の記述は1939年8月に再刊された際の附記である）p.140の3。
- 3 喜田貞吉「日本都制と藤原京」（『夢殿』第15冊1933年6月）p.83。
- 4 喜田貞吉『帝都』p.136・137。
- 5 日本古文化研究所『藤原宮跡伝説地高殿の調査一』（『日本古文化研究所報告第二』1936年11月）および同『藤原宮跡伝説地高殿の調査二』（『日本古文化研究所報告第十一』1941年6月）。
- 6 喜田貞吉「藤原京再考」および「日本都制と藤原京」（いずれも『夢殿』第15冊 1936年6月に収載）。
- 7 岸俊男「宮域および京城の推定」（奈良県教育委員会『藤原宮一国道165号線バイパスに伴う宮城調査一』『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第25冊』1969年3月）p.106～125。
- 8 このことについては、秋山日出雄「八省院＝朝堂院の祖型」（『難波宮址の研究第七（論考編）』財团法人大阪市文化財協会1981年3月）、中井一夫・松田真一「橿原市葛木本町藤原京条坊関連遺構の調査」（橿原考古学研究所編『奈良県遺跡調査概報1979年度』1981年5月）、秋山日出雄「藤原京の京城考—内城と外京の想定」（『考古学論叢』橿原考古学研究紀要第4冊1981年）、秋山日出雄「日本古代都城制の源流」（『舟ヶ崎正孝先生退官記念畿内地域史論集』1981年6月）などに詳しい。
- しかし、そこで述べられている条坊関連遺構自体の分析評価については、本稿で以下に明らかにするであろう藤原京内の条坊道路のあり方と異質な側面があるにもかかわらず、充分な考慮が払われているとは言い難い。あるいはその評価に際して、平城京外京の条坊に関する従来の曖昧な通説（これについても本稿で論述する）に論拠の一点をおくなど、「大藤原京」論が成立するには、まだ克服されなければならない多くの問題が残されていると言えよう。
- 9 稲田孝司「古代都宮における地割の性格」（『考古学研究』第19巻第4号1973年4月）p.26～29。